

【市町村民税所得割課税額について】

町内の保育施設をご利用の方で、現在支払われている保育料（利用者負担額）の金額が下表に該当する場合、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯に該当します。

保育料がわからない場合は下記担当係までお問合せください。

法第19条第1項第3号の認定を受けた小学校就学前子どもの利用者負担額基準額表

世帯の区分		保育料（利用者負担額）		
階層区分	市町村民税所得割課税額	子区分	保育標準時間	保育短時間
3	8,000円未満	第一子	7,900	7,800
		第二子	3,950	3,900
4	8,000円以上24,000円未満	第一子	10,800	10,700
		第二子	5,400	5,350
5	24,000円以上48,600円未満	第一子	15,300	15,100
		第二子	7,650	7,550
6	48,600円以上72,800円未満	第一子	19,400	19,100
		第二子	9,700	9,550
7	72,800円以上97,000円未満	第一子	23,600	23,300
		第二子	11,800	11,650
8	97,000円以上133,000円未満	第一子	29,200	28,800
		第二子	14,600	14,400
9	133,000円以上169,000円未満	第一子	34,900	34,400
		第二子	17,450	17,200

※階層が10以上の方は補助金の対象外です。

お問合せ 保健福祉課 子育て支援係 ☎667-1107